



平成 18 年 6 月 9 日

各 位

東京都練馬区貫井 4-46-8
明工商事株式会社
代表取締役 川村 英夫

電子公告制度の導入に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 17 日開催の取締役会において、電子公告制度の導入を目的とした当社定款の一部変更を求める議案を決議し、平成 18 年 6 月 6 日開催の当社第 48 回定時株主総会にて承認されましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 定款を変更する趣旨及び理由等

「電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 87 号）」が平成 17 年 2 月 1 日に施行されたことに伴い、この電子公告制度を採用することにより公告掲載費用の節減が可能となることから、当社の定款所定の公告方法を電子広告によることに改めたく、現行定款（公告の方法）第 4 条の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更内容は次の通りです。

現行定款

第 1 章 総 則

（公告の方法）

第 4 条 本会社の公告は東京都中央区において発行する日本経済新聞に掲載してこれを行う。

変更案

第 1 章 総 則

（公告の方法）

第 4 条 当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、官報に掲載して行う。

（注）公告を掲載するホームページアドレスは、下記のとおりです。

URL <http://www.meiko-g.co.jp/koukoku/>

<本リリースのお問合せ先>

【リリースに関するお問い合わせ先】

明工商事 株式会社 総務部 Tel : 03-3970-6832

info@meiko-g.co.jp

<http://www.meiko-g.co.jp/>